

議案第42号

スポーツプラザ梅若の指定管理者の指定について  
上記の議案を提出する。

令和5年11月27日

提出者 墨田区長 山 本 亨

スポーツプラザ梅若の指定管理者の指定について  
地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、スポーツプラザ梅若の指定管理者を次のとおり指定する。

施設の名称	指 定 管 理 者	指定の期間
スポーツプラザ 梅若	東京都品川区東品川四丁目10番 1号 すみだスポーツ振興まちづくり パートナーズ 代表者 コナミスポーツ株式 会社 代表取締役 室田 健志	令和6年4月1日から令 和11年3月31日まで

(提案理由)

スポーツプラザ梅若の指定管理者を指定する必要がある。